

証券コード 4449  
2026年3月12日  
(電子提供措置の開始日 2026年3月6日)

# 株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号

## 株式会社ギフトィ

代表取締役社長 **太 田 睦**

### 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第16回定時株主総会招集ご通知」(「株主総会参考資料<別冊>」を含みます。)及び「第16回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

#### 当社ウェブサイト

<https://giftee.co.jp/ir/stock/info/shareholdermeeting>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

#### 東証上場会社情報サービスウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月27日(金曜日)午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日の様子はライブ配信を通じてご覧いただくことができます。詳細は後述の「株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内」をご覧ください。

敬 具

# 記

1. 日時 2026年3月30日（月曜日）午後1時（受付開始 午後0時30分）  
2. 場所 東京都品川区北品川五丁目5番15号  
大崎ブライトコア3階 大崎ブライトコアホール  
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項  
報告事項
1. 第16期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第16期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 株式移転計画書承認の件  
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改訂の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項は、当社ウェブサイト（「投資家情報」内「株主総会」ページ）および東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。書面交付請求をされていない株主様には、これらの掲載URLを記載した書面をお送りしております。
- ◎書面交付請求をされた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。ただし当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、以下の事項を除外しております。
- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載される事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成する際、また監査役が監査報告を作成する際に監査の対象とした書類の一部でございます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内

当社は、株主総会会場にお越しになれない株主様のために、株主総会の模様をご自宅等でご覧いただけるよう、ライブ配信を実施いたしますので、以下のとおりご案内いたします。

### 1. 配信日時

2026年3月30日（月曜日） 午後1時から

### 2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/giftee20260330>

上記サイトにアクセスいただきますと、株主様の認証画面が表示されますので、必要事項をご入力の上、ご覧ください。  
<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数



### 3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」にしたがってアクセス・ログインしていただき事前質問受付ページより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

【受付期間】 2026年3月6日(金曜日)～ 2026年3月27日(金曜日)午後6時30分まで

以上

お問い合わせ先

ライブ配信に関するご不明点につきましては、下記FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

注意事項

- 本ライブ配信は視聴専用であり、質疑応答には対応しておりません。
- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。予めご了承ください。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しております。

剰余金の配当については、持続的な利益成長と株主還元の両立を目指し、配当性向30%※を目安に累進配当を行うとともに、利益成長に応じた増配を目指すことを基本方針といたします。

上記の方針に従い、当期の期末配当については、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり 金 13円  
配当総額 387,104,107円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年3月31日



※配当性向は、親会社株主に帰属する当期純利益に加え、減損損失などの一時的な損益を調整したNon-GAAP当期純利益をベースに算出いたします。

## 第2号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2026年7月1日を効力発生日（予定）として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、純粋持株会社（完全親会社）である「ギフトグループ株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2026年2月13日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

### 1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景・目的

#### （1）持株会社体制の背景

当社は、「eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する」というコーポレート・ビジョンのもと、eギフトの発行から流通まで一気通貫で提供するeギフトプラットフォーム事業を国内外で展開しております。

当社は成長戦略として「eギフトプラットフォームの拡大」及び「地理的な横展開」を掲げ、機動的なM&Aにより当該成長戦略の実現を強化・加速してまいりました。

一方で、事業領域及び地理的な拡大に伴い、①投資判断や経営資源配分の高度化、②M&A後の統合（PMI）を含むグループ経営管理の強化、③リスク管理・内部統制等のグループガバナンス向上の必要性が増しております。

このような状況を踏まえ、当社グループとして中長期的な企業価値向上と持続的成長をより確かなものとするため、経営管理機能と事業執行機能を分離し、持株会社を中心としたグループ経営体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

#### （2）持株会社体制の目的

持株会社体制への移行により、持株会社は、グループ全体最適の観点から、①事業ポートフォリオ戦略の策定及びキャピタル・アロケーションの決定・運用、②M&A・新規事業等を含むグループ成長戦略の策定並びに当該戦略に基づく投資・成長施策の推進、③グループ横断のリスク管理・コンプライアンス・内部統制の高度化を担うことにより、成長スピードと経営規律を両立させたグループ経営を実現してまいります。

一方、各事業会社は、それぞれの事業特性や成長ステージに応じた自主責任経営を行い、外部環境の変化に応じた迅速な意思決定と柔軟な施策実行を通じて競争力強化を図ります。

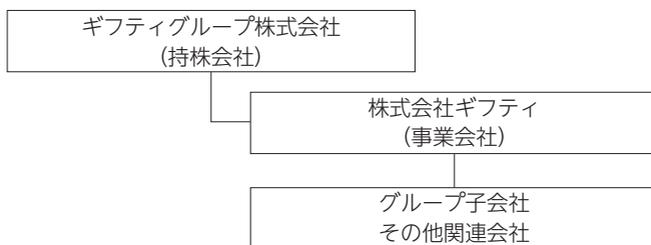
これらを通じて、成長投資の機動性と投資規律を両立させるとともに、グループガバナンスを一層強化し、当社グループ全体の持続的な企業価値向上を目指してまいります。

### (3) 持株会社への移行手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

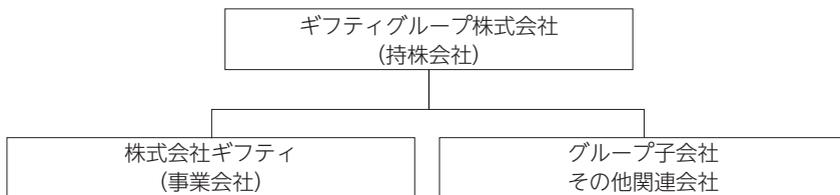
#### ステップ1：単独株式移転による持株会社の設立

2026年7月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社になります。



#### ステップ2：持株会社の設立後のグループ会社の再編

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行を完了するため、当社の子会社を持株会社が直接保有する子会社として再編する予定です。



### (4) 持株会社の上場申請に関する事項

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は持株会社の上場に先立ち上場廃止となる予定です。株主の皆さまに当社株式の対価として交付される持株会社の株式については、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場への新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、2026年7月1日を予定しております。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

なお、「株式移転計画書（写）第6条における別紙2-①-1～別紙2-⑫-2につきましては、「第16回定時株主総会 株主総会参考書類<別冊>」に記載しております。

## 株式移転計画書（写）

株式会社ギフトィ（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、甲がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社（以下「乙」という。）に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）に関し、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

### （株式移転）

第1条 甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第7条に定義する。以下同じ）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる本株式移転を行う。

### （乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

（1）目的

別紙1「ギフトィグループ株式会社 定款」第2条に記載のとおりとする。

（2）商号

「ギフトィグループ株式会社」とし、英文では、「giftee Group, Inc.」と表示する。

（3）本店の所在地

東京都品川区におく。

（4）発行可能株式総数

80,000,000株とする。

2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「ギフトィグループ株式会社 定款」記載のとおりとする。

### （乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

第3条 乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- |          |        |
|----------|--------|
| （1）代表取締役 | 太田 睦   |
| （2）代表取締役 | 鈴木 達哉  |
| （3）取締役   | 藤田 良和  |
| （4）社外取締役 | 妹尾 堅一郎 |
| （5）社外取締役 | 中島 真   |
| （6）社外取締役 | 伊能 美和子 |

2 乙の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 社外監査役 工木 大造
- (2) 社外監査役 秋元 芳央
- (3) 社外監査役 植野 和宏

3 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

EY新日本有限責任監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。

2 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

(乙の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 乙の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
20百万円
- (2) 資本準備金の額  
5百万円
- (3) 利益準備金の額  
0百万円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 乙は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑫までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる乙の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社ギフト 第8回新株予約権	別紙2-①-1記載	ギフトグループ株式会社 第1回新株予約権	別紙2-①-2記載
②	株式会社ギフト 第9回新株予約権	別紙2-②-1記載	ギフトグループ株式会社 第2回新株予約権	別紙2-②-2記載
③	株式会社ギフト 第10回新株予約権	別紙2-③-1記載	ギフトグループ株式会社 第3回新株予約権	別紙2-③-2記載
④	株式会社ギフト 第12回新株予約権	別紙2-④-1記載	ギフトグループ株式会社 第4回新株予約権	別紙2-④-2記載
⑤	株式会社ギフト 第13回新株予約権	別紙2-⑤-1記載	ギフトグループ株式会社 第5回新株予約権	別紙2-⑤-2記載
⑥	株式会社ギフト 第14回新株予約権	別紙2-⑥-1記載	ギフトグループ株式会社 第6回新株予約権	別紙2-⑥-2記載
⑦	株式会社ギフト 第15回新株予約権	別紙2-⑦-1記載	ギフトグループ株式会社 第7回新株予約権	別紙2-⑦-2記載
⑧	株式会社ギフト 第16回新株予約権	別紙2-⑧-1記載	ギフトグループ株式会社 第8回新株予約権	別紙2-⑧-2記載
⑨	株式会社ギフト 第17回新株予約権	別紙2-⑨-1記載	ギフトグループ株式会社 第9回新株予約権	別紙2-⑨-2記載
⑩	株式会社ギフト 第18回新株予約権	別紙2-⑩-1記載	ギフトグループ株式会社 第10回新株予約権	別紙2-⑩-2記載
⑪	株式会社ギフト 第19回新株予約権	別紙2-⑪-1記載	ギフトグループ株式会社 第11回新株予約権	別紙2-⑪-2記載
⑫	株式会社ギフト 第20回新株予約権	別紙2-⑫-1記載	ギフトグループ株式会社 第12回新株予約権	別紙2-⑫-2記載

2 乙は、本株式移転に際して、基準時における甲の新株予約権者に対して、その保有する前項の表の①から⑫までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる乙の新株予約権を1個割り当てる。

(乙の成立の日)

第7条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2026年7月1日とする。但し、本株式移転の手續きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、乙の成立の日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 甲は、2026年3月30日開催予定の定時株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手續きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

(上場証券取引所)

第9条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第10条 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第11条 甲は、乙の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、甲が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

(本計画の効力)

第12条 本計画は、第8条に定める甲の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第13条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2026年2月13日

東京都品川区東五反田2-10-2  
株式会社ギフティ  
代表取締役 太田 睦 ㊞  
代表取締役 鈴木 達哉 ㊞

ギフトグループ株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ギフトグループ株式会社と称し、英文ではgiftee Group, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の経営管理を行うことを目的とする。

（1）下記において利用可能な電子及び物理クーポンの企画・販売

ア．オンライン上のサービスや物品の購入・交換

イ．店舗・施設及び自宅等でのサービスや物品の購入・交換

ウ．その他手段によるサービスや物品の購入・交換

（2）オンライン販売を含む下記物品の企画・販売、及びそれらに附帯する製造・加工・梱包

酒類、米穀類、塩、食料品、飲料品、医薬部外品、医療機器、化粧品、その他物品

（3）第2号に附帯し、または関連する貨物利用運送事業

（4）第1号の電子クーポンの生成や消込を行うことを可能にするシステム、その他前各号に係るシステムの開発・保守サービスの提供及びそれらの販売

（5）インターネット、携帯情報端末機を利用した広告業務

（6）コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発・販売、運用

（7）前各号に附帯し、または関連する一切の事業

2 当社は、前項各号及びこれに附帯・関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

### (自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

### (単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

### (株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### (基準日)

第11条 当社は、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### (招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社には取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会にて選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議をのべたときはこの限りでない。

#### (取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事の経過の要領、その結果及び法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

#### (取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

#### (監査役及び監査役会の設置)

第30条 当社には、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数及び選任方法)

第31条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発すものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第45条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計算

### (事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

### (期末配当金)

第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

### (中間配当金)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

### (期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

## 附 則

### (最初の事業年度)

第1条 第46条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2026年12月31日までとする。

### (最初の取締役の報酬等)

第2条 第28条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

#### (1) 取締役に対する金銭報酬等

報酬等（「(2) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権」を除く。）の総額は、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。また、うち社外取締役分は年額24百万円以内）とする。

(2) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権

ア. 「(1) 取締役に対する金銭報酬等」の報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式のための金銭報酬債権を報酬として付与する。

イ. 対象取締役は、原則として毎年、当社取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受ける。

当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の交付日から一定の期間(以下「譲渡制限期間」という。)中は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとする。本割当契約の内容の概要は以下オのとおり。

ウ. 対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額2億円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年50,000株以内とする。また、当社の成立の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。

エ. 本割当株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定する。

## オ. 本割当契約において定める内容の概要

### ①譲渡制限の内容

譲渡制限期間は、最大2年間とする。

対象取締役は、払込期日から、(a)本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日が属する事業年度最終日から3ヶ月を超える日又は当該割当てを受けた日から1年を経過する日までのいずれか遅い日までの期間（以下「本譲渡制限期間①」という。）、本割当株式数の2分の1（以下「解除部分①」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をすることができず、(b)本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日から2年を経過する日までの期間（以下「本譲渡制限期間②」といい、総称して「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式数から解除部分①を除いた残りの部分（以下「解除部分②」という。）について、譲渡等を行うことができないものとする。（以下個別に又は総称して「本譲渡制限」という。）。

対象取締役が、本譲渡制限期間①において継続して当社の取締役その他取締役会で定める地位にあったことを条件として、解除部分①につき、本譲渡制限期間①が満了した時点で、本譲渡制限期間②において継続して当社の取締役その他取締役会で定める地位にあったことを条件として、解除部分②につき、本譲渡制限期間②が満了した時点で、それぞれ、本譲渡制限を解除する。当社は本譲渡制限期間満了時においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### ②譲渡制限期間中の退任等の取扱い

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間①の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式の全部を、本譲渡制限期間①の満了後本譲渡制限期間②の満了する前に上記の地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式のうち解除部分①を除いた部分を、当然に無償で取得する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### ③組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当社以外の当該組織再編等に係る法人が対象取締役に対して当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。

### ④その他取締役会で定める事項

本制度に係るその他の内容については取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

#### （譲渡制限の承継）

第3条 当社は、株式会社ギフトの2023年3月28日開催の第13回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2026年7月1日以降、株式会社ギフトの契約上の地位及び権利義務を承継することができるものとする。

#### （最初の監査役の報酬等）

第4条 第39条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬等の総額は年額15百万円以内とする。

#### （本附則の削除）

第5条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

### 3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 株式移転の対価に関する定めの特当性に関する事項

##### ア. 交付する株式数及び割当てに関する事項

###### ①株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

###### ②単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

###### ③株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

###### ④第三者算定機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記③の理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

###### ⑤株式移転による交付する新株式数（予定）

普通株式29,827,502株（予定）

本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

##### イ. 資本金及び準備金の額の特当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに資本政策等に照らして相当であると判断しております。

#### (2) 株式移転に係る新株予約権の定めの特当性に関する事項

本株式移転に際し、当社の新株予約権者に対して、その有する新株予約権に代えて交付する持株会社の新株予約権の内容は、当社の新株予約権の内容と同様の内容のものであり、交付する数も同一であることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると判断しております。

#### (3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

#### 4. 持株会社の取締役となる者に関する事項

持株会社の取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
おおた むつみ 太田 睦 (1984年12月29日生)	2007年 8月 アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ株式会社(現、アクセンチュア株式会社)入社 2010年 8月 当社設立 代表取締役 CEO (現任) 2018年 9月 GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD. Representative Director (現任) 2021年 3月 ソウ・エクスパリエンス株式会社 取締役 (現任) 2021年 5月 Giftee Mekong Company Ltd. Chairman(現任) 2022年 6月 PT giftee International Indonesia. President Director (現任) 2024年 11月 YouGotaGift.com Ltd. Director (現任)	5,168,400株	5,168,400株
取締役候補者とした理由及び期待される役割 太田睦氏は、代表取締役CEOとして2010年の当社設立以来、経営の中核を担い、事業基盤の構築および拡大を通じて当社の持続的成長と企業価値の向上を実現してまいりました。創業者としてのリーダーシップのもと、国内事業の成長を牽引するとともに、海外事業の推進にも主体的に取り組み、当社グループの成長領域の拡大に貢献しております。 新たに設立される持株会社においても、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献する人材であると判断し、取締役候補者としたものであります。			
すずき たつや 鈴木 達哉 (1985年7月24日生)	2008年 4月 株式会社インスパイア入社 2011年 5月 株式会社WACUL 取締役 2013年 4月 当社 取締役 COO 2020年 3月 当社 代表取締役 COO (現任) 2021年 3月 ソウ・エクスパリエンス株式会社 取締役 2022年 10月 株式会社paintory 取締役 2023年 2月 Brewtope株式会社 (旧:meuron株式会社) 取締役	1,338,400株	1,338,400株
取締役候補者とした理由及び期待される役割 鈴木達哉氏は、2013年の就任以降、取締役COOとして事業執行を統括し、2020年からは代表取締役(共同代表)として経営全般を担い、当社の持続的成長および企業価値向上に貢献してまいりました。新規事業開発および経営戦略に関する豊富な経験と知見を活かし、新規事業の創出やM&Aの推進を通じて事業領域の拡大と収益基盤の強化を主導してきた実績を有しております。 新たに設立される持株会社においても、グループ戦略の推進および成長投資の実行を担う経営人材として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。			

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
ふじた よしかず 藤田 良和 (1986年5月10日生)	2009年4月 野村証券株式会社入社 2013年8月 オリックス株式会社入社 2017年2月 当社 取締役 CFO (現任) 2022年10月 株式会社paintory 取締役 (現任) 2024年10月 Brewtope株式会社 (旧:meuron株式会社) 取締役 (現任)	485,800株	485,800株
<p>取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>藤田良和氏は、2017年の就任以来、取締役CFOとして資本政策の策定および財務戦略の立案・実行を主導し、当社の成長段階に応じたコーポレート体制の整備を推進してまいりました。資金調達、財務基盤の強化および経営管理体制の高度化を通じて、当社の持続的成長を支えてきた実績を有しております。</p> <p>新たに設立される持株会社においても、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献する人材であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>			

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p style="text-align: center;">【社外】</p> <p>せのお けんいちろう 妹尾 堅一郎 (1954年1月1日生)</p>	<p>1976年4月 富士写真フィルム株式会社(現、富士フィルム株式会社)入社</p> <p>1999年12月 株式会社慶應学術事業会 代表取締役副社長</p> <p>2001年4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授</p> <p>同上 警察庁 政策評価研究委員</p> <p>2002年11月 東京大学 先端科学技術研究センター 特任教授</p> <p>2004年4月 特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長(現任)</p> <p>2007年6月 内閣知的財産戦略本部 専門調査会長</p> <p>2007年7月 エリアワークス株式会社 取締役(現任)</p> <p>2009年4月 一橋大学 大学院商学研究科(MBA)客員教授</p> <p>2009年8月 CIEC(コンピュータ利用教育学会)会長</p> <p>2011年4月 東京大学 大学院工学研究科(TMI) 非常勤講師(現任)</p> <p>2011年4月 農林水産省 農林水産技術会議委員</p> <p>2012年6月 帝人株式会社 独立社外取締役、同社 アドバイザリー・ボードメンバー</p> <p>2014年11月 研究・イノベーション学会副会長</p> <p>2017年3月 三菱鉛筆株式会社 社外取締役</p> <p>2019年2月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>2025年4月 東京大学 情報学環・学際情報学府非常勤講師(現任)</p>	7,500株	7,500株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>妹尾堅一郎氏は、イノベーション、ビジネスモデル、産学連携、知的財産戦略等の分野において豊富な知識を有し、学術界での貢献に加え、政府機関の委員や企業取締役等を務めるなど多方面での経験を有しております。同氏には、これまで培われた知見を活かし、社外取締役として、経営の重要事項に関する意思決定および業務執行全般に対する実効的な監督と建設的な助言を通じて、新たに設立される持株会社においても、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献する人材であると判断し、社外取締役候補者としたものであります。</p>			

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p>【社外】 なかじま しん 中島 真 (1979年5月9日生)</p>	<p>2002年 4月 PwCコンサルティング株式会社 (現、日本IBM株式会社)入社 2005年 9月 アクセンチュア株式会社入社 2009年 5月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2013年 4月 株式会社リブセンス入社 2014年 3月 同社 取締役 2015年 12月 株式会社waja 社外取締役 2017年 5月 株式会社soeasy 取締役 2018年 3月 株式会社エクソダス 取締役 同上 当社 社外監査役 2018年 4月 株式会社CAMPFIRE 取締役 2018年 9月 株式会社waja 社外取締役 2020年 3月 当社 社外取締役 (現任) 2020年 9月 three treasures株式会社 取締役 2020年 10月 株式会社スタイリィ 社外取締役 (現任) 2021年 1月 株式会社GoodMorning 取締役 2021年 3月 株式会社CAMPFIRE Startups 取締役 2021年 7月 株式会社CAMPFIRE SOCIAL BANK 取締役 2021年 12月 株式会社CAMPFIRE SOCIAL CAPITAL 取締役 2022年 5月 株式会社Inspire High 社外取締 役 (現任) 2024年 11月 株式会社CAMPFIRE 代表取締 役 (現任) 2024年 11月 three treasures株式会社 代 表取締役 (現任)</p>	<p>1,700株</p>	<p>1,700株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>中島真氏は、事業開発、経営戦略の立案および組織運営に関する豊富な経験に加え、資本政策やファイナンス分野においても高い専門性と実務経験を有しております。同氏には、これまで培われた知見を活かし、社外取締役として、経営の重要事項および業務執行全般に対する実効的な監督と建設的な助言を通じて、新たに設立される持株会社においても、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献する人材であると判断し、社外取締役候補者としたものであります。</p>			

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
【社外】 いよく みわこ 伊能 美和子 (1964年10月11日生)	1987年 4月 日本電信電話株式会社(現、NTT) 入社	5,300株	5,300株
	1999年 7月 株式会社NTTコミュニケーションズ 入社 (分社化)		
	2003年 9月 日本電信電話株式会社 (NTT持株会社) 転籍		
	2010年 6月 ピーディーシー株式会社 社外取締役		
	2012年 7月 株式会社NTTドコモ 転籍		
	2015年 8月 株式会社ドコモgacco 代表取締役社長		
	2017年 7月 タワーレコード株式会社 代表取締役副社長		
	2020年 1月 東京電力ベンチャーズ株式会社 入社		
	同上 TEPCOライフサービス株式会社 取締役		
	2020年 6月 株式会社タカラトミー 社外取締役 (現任)		
	同上 株式会社ヤマノホールディングス 社外取締役		
	2020年 12月 株式会社学研ホールディングス 社外取締役(現任)		
	2022年 2月 株式会社Yokogushist 代表取締役 (現任)		
	2022年 3月 当社 社外取締役 (現任)		
2023年 8月 ビーウィズ株式会社 社外取締役(現任)			
2025年 6月 株式会社久世 社外取締役 (現任)			

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

伊能美和子氏は、事業会社において企業内起業家として複数の新規事業を立ち上げるとともに、グループ会社の経営者として事業運営を担うなど、実務に裏打ちされた豊富な経験と実績を有しております。同氏には、社外取締役として、これまでの実務経験に基づき、経営の重要事項および業務執行全般に対する実効的な監督と現実的かつ建設的な助言を行っていただくことで、新たに設立される持株会社においても、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献する人材であると判断し、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 持株会社が設立され、各氏が持株会社の取締役に就任した場合には、取締役会における女性比率は14.3% (1名/7名) となります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 当社は妹尾堅一郎氏、中島真氏及び伊能美和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、各氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、持株会社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届ける予定であります。
4. 各取締役候補者が所有する当社株式の数は、2025年12月末現在の株式数を記載しており、また、割り当てられる持株会社株式の数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式の数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
5. 持株会社が設立された場合には、持株会社は、妹尾堅一郎氏、中島 真氏及び伊能美和子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となります。

6. 持株会社が設立された場合には、持株会社は、同社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定です。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとなります。各氏が持株会社の取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約には、被保険者の職務執行の適正性が損なわれることがないようにするため、法令違反を認識しながら行った行為等一定の免責事由があります。また、当該保険契約の保険料は全額持株会社が負担する予定であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
7. 妹尾 堅一郎氏は、現在当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年であります。
8. 中島 真氏は、現在当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
9. 伊能 美和子氏は、現在当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。

5. 持株会社の監査役となる者に関する事項

持株会社の監査役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p>【社外】 くぎ だいぞう 工木 大造 (1964年7月4日生)</p>	<p>1988年4月 株式会社アスキー入社 1998年3月 株式会社クラフテック入社 1999年4月 有限会社ポイントファイブコミュニケーション 代表取締役 2000年12月 株式会社インターネット総合研究所入社 2002年10月 株式会社IRIコマース&amp;テクノロジー(現、株式会社イード) 取締役 2005年11月 cbook24ドットコム株式会社 取締役 2009年12月 cbook24ドットコム株式会社 監査役 2011年8月 株式会社ネットセキュリティ総合研究所 取締役 2012年11月 株式会社エンファクトリー 取締役 2014年6月 株式会社泰文堂(現、株式会社アース・スターエンターテイメント) 取締役 2015年5月 株式会社絵本ナビ 取締役 2017年10月 当社 社外監査役(現任)</p>	<p>1,800株</p>	<p>1,800株</p>
<p>社外監査役候補者とした理由 工木 大造氏は、長年にわたるインターネット業界における深い知見及び、複数の企業で培われた経営者としての豊富な経験を有しております。これらの経験を踏まえ、新たに設立される持株会社においても、監査役として、経営から独立した立場で、取締役会における意思決定および業務執行の状況について適法性を監査するとともに、必要に応じて取締役会等において適切な意見表明を行っていただくことが期待されることから、社外監査役候補者としたものであります。</p>			

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p style="text-align: center;">【社外】</p> <p style="text-align: center;">あきもと よしひろ 秋元 芳央 (1972年12月30日生)</p>	2000年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）	4,600株	4,600株
	あさひ法律事務所（現：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所		
	2005年 8月 シュルティ・ロス・アンド・ゼイベル法律事務所（米国ニューヨーク州）勤務		
	2011年10月 グリー株式会社入社		
	2014年10月 新樹法律事務所パートナー		
	2016年10月 One プライベート投資法人 監督役員（現任）		
	2017年11月 原口総合法律事務所（現：英和法律事務所）参画		
	2018年 1月 フォーススタートアップス株式会社 社外監査役		
	2018年 2月 原口総合法律事務所（現：英和法律事務所）パートナー（現任）		
	2018年 4月 JOYCOIN株式会社 社外監査役		
	2018年 7月 当社 社外監査役（現任）		
	2019年 1月 株式会社ネッチ 社外監査役		
	2019年 5月 財産ネット株式会社 社外監査役		
	2020年 3月 株式会社ミラティブ 社外監査役（現任）		
	2022年 8月 オンサイト株式会社 社外監査役		
	2023年 1月 メディフォン株式会社 非常勤社外監査役（現任）		
2023年 6月 フェラガモ・ジャパン株式会社 非常勤監査役（現任）			
2023年 6月 フォーススタートアップス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）			
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>秋元 芳央 氏は、弁護士として国際取引を含む企業法務、コーポレートガバナンスやリスクマネジメントに関する経験、及びIT業界に関する幅広い見識を有しております。これらの経験・知見を踏まえ、新たに設立される持株会社においても、監査役として、経営から独立した立場で、取締役会における意思決定および業務執行の状況について適法性を監査するとともに、必要に応じて取締役会等において適切な意見表明を行っていただくことが期待されることから、社外監査役候補者としたものであります。</p>			

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p>【社外】 うえの かずひろ 植野 和宏 (1977年3月8日生)</p>	<p>2001年10月 新日本監査法人（現 EY新日本 有限責任監査法人）入所 2005年5月 公認会計士登録 2006年1月 株式会社フジテレビジョン 経理局経理課 入社 2009年9月 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人） 入所 2019年4月 植野和宏公認会計士事務所開業 所長(現任) 2019年5月 株式会社RSTANDARD シニ アマネージャー（現任） 2019年7月 税理士登録 植野和宏税理士事務所開業 所長(現任) 2019年9月 株式会社ウイルプラスホールディングス 補欠監査役 2020年3月 当社 社外監査役（現任） 2020年7月 ESネクスト監査法人（現：ES ネクスト有限責任監査法人） 代表パートナー 2020年10月 株式会社Leagress 代表取締役 （現任） 2021年3月 KIYOラーニング株式会社 補 欠監査役 2021年8月 ファーストコーポレーション株 式会社 社外取締役（監査等委 員）（現任） 2022年2月 ESネクスト有限責任監査法人 （現：ESネクスト有限責任監査 法人） パートナー 2022年3月 KIYOラーニング株式会社 社外 取締役（現任） 2024年10月 株式会社ウイルプラスホールデ ィングス社外取締役（監査等委 員）（現任）</p>	200株	200株
<p>社外監査役候補者とした理由 植野 和宏氏は、監査法人での勤務経験のほか、公認会計士及び税理士としての豊富な経験・見識を有しております。これらの経験を踏まえ、新たに設立される持株会社においても、監査役として、経営から独立した立場で、取締役会における意思決定および業務執行の状況について適法性を監査するとともに、必要に応じて取締役会等において適切な意見表明を行っていただくことが期待されることから、社外監査役候補者としたものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
2. 各候補者の選任については、監査役会の同意を得ております。
3. 当社は工木 大造氏、秋元 芳央氏及び植野 和宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、各氏が持株会社の社外監査役に就任した場合には、持株会社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

4. 各監査役候補者が所有する当社株式の数は、2025年12月末現在の株式数を記載しており、また、割り当てられる持株会社株式の数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式の数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
5. 持株会社が設立された場合には、持株会社は、工木 大造氏、秋元 芳央氏及び植野 和宏氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となります。
6. 持株会社が設立された場合には、持株会社は、同社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定です。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとなります。各氏が持株会社の監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約には、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反を認識しながら行った行為等一定の免責事由があります。また、当該保険契約の保険料は全額持株会社が負担する予定であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
7. 工木 大造氏は、現在当社の社外監査役であり、当社の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年と5ヵ月であります。
8. 秋元 芳央氏は、現在当社の社外監査役であり、当社の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年と8ヵ月であります。
9. 植野 和宏氏は、現在当社の社外監査役であり、当社の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項  
 持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	EY新日本有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
沿革	1967年 監査法人太田哲三事務所設立 1969年 昭和監査法人設立 1985年 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、名称を太田昭和監査法人とする 2000年 センチュリー監査法人（1986年設立）と合併し、名称を監査法人太田昭和センチュリーとする 2001年 名称を新日本監査法人に変更 2008年 有限責任監査法人に移行し、名称を新日本有限責任監査法人とする 2018年 名称をEY新日本有限責任監査法人に変更
被監査会社数	3,805社（2025年6月30日現在）
資本金	1,221百万円（2025年7月1日現在）
構成人員	6,517名（2025年6月30日現在） [内訳] 公認会計士 3,061名 公認会計士試験合格者等 1,396名 その他 2,060名 合計 6,517名

(注1) EY新日本有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部監査体制等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

(注2) 持株会社が設立された場合には、持株会社は、同監査法人との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となります。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬の内容の一部改定の件

当社は、2023年3月28日開催の第13回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）を対象として、譲渡制限付株式を報酬として割り当てることにつきご承認をいただき、これに基づき、当社は、当該取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、譲渡制限付株式を付与しております。

当該議案においては、割当契約において定める内容の概要として、「譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する」旨の定めを含めることについてご承認いただいております。

今般、当社は、本株主総会において第2号議案の「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認された場合、持株会社体制に移行することになりますが、持株会社体制に移行した後においても、これまでに当社の取締役に対して付与した譲渡制限付株式報酬について譲渡制限を引き続いて課すことで、当該取締役に持株会社の企業価値の持続的な向上及びインセンティブを与え、当該組織改編後の皆様との一層の価値共有を進めることが望ましいと判断しました。以上を踏まえ、上記の定めを以下のとおり改定することにつきご承認をお願いいたします。当該改定以外の本制度の内容については、変更されることなく、従前ご承認いただいた内容を維持するものといたします。

なお、本制度は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は事業報告「3. (4) ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

改定の内容は以下のとおりです。

変更前	変更後
<p>③組織再編等における取扱い</p> <p>当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。</p>	<p>③組織再編等における取扱い</p> <p>当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、<u>当該組織再編等において、当社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りではない。</u></p>

本議案が承認された場合、既に取締役に交付された譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式割当契約にも本議案による本制度の改定内容を反映させるべく、当該譲渡制限付株式割当契約に定める方式に従い、所定の手続を行う予定です。

また、当該譲渡制限付株式割当契約に係る当社の契約上の地位及び権利義務については、本株主総会において第2号議案の「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認され、本株式移転において当社の取締役に対して交付される持株会社の株式が引き続き譲渡制限付株式として取り扱われることがあらかじめ確認された場合には、2026年7月1日をもって、株式移転の効力発生日により設立される持株会社に承継されるものとします。

現時点において、本制度の対象となる取締役は4名です。

なお、本議案は第2号議案の「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

## [参考] 原決議（2023年3月28日開催の第13回定時株主総会）

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割り当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、「年額1億5千万円以内」となります。また、この報酬は例月報酬のみで構成される予定です。

今般、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の役員報酬に、株価連動性のある報酬を組み合わせて、株主の皆様との一層の利害共有を進めること等を目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。現在の対象取締役は4名です。第3号議案が原案どおり承認可決された場合、引き続き4名となります。

なお、譲渡制限付株式報酬の割り当ては、中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進するものであり、その内容は相当であると考えております。

### (1) 譲渡制限付株式の発行又は処分の概要

対象取締役は、原則として毎年、当社取締役会決議に基づき、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から一定の期間（以下「譲渡制限期間」という。）中は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。本割当契約の内容の概要は以下（4）のとおりです。

### (2) 金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

本議案に基づき、対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額2億円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年50,000株以内といたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

### (3) 1株当たりの払込金額

本割当株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

### (4) 本割当契約において定める内容の概要

#### ①譲渡制限の内容

譲渡制限期間は、最大2年間とする。

対象取締役は、払込期日から、(a)本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日が属する事業年度最終日から3ヶ月を超える日又は当該割当てを受けた日から1年を経過する日までのいずれか遅い日までの期間（以下「本譲渡制限期間①」という。）、本割当株式数の2分の1（以下「解除部分①」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をすることができず、(b)本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日から2年を経過する日までの期間（以下「本譲渡制限期間②」といい、総称して「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式数から解除部分①を除いた残りの部分（以下「解除部分②」という。）について、譲渡等を行うことができないものとする（以下個別に又は総称して「本譲渡制限」という。）。

対象取締役が、本譲渡制限期間①において継続して当社の取締役その他取締役会で定める地位にあったことを条件として、解除部分①につき、本譲渡制限期間①が満了した時点で、本譲渡制限期間②において継続して当社の取締役その他取締役会で定める地位にあったことを条件として、解除部分②につき、本譲渡制限期間②が満了した時点で、それぞれ、本譲渡制限を解除する。当社は本譲渡制限期間満了時においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## ②譲渡制限期間中の退任等の取扱い

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間①の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式の全部を、本譲渡制限期間①の満了後本譲渡制限期間②の満了する前に上記の地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式のうち解除部分①を除いた部分を、当然に無償で取得する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## ③組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## ④その他取締役会で定める事項

本制度に係るその他の内容については取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

以 上

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは、スマートフォン等のオンライン上で送付・使用することができるeギフトの生成・流通・販売を行っております。個人・法人・自治体等の間におけるオンラインでのコミュニケーション機会は年々増加の傾向にあり、オンラインコミュニケーションのツールとしてのeギフトの需要が拡大しております。

このような環境の中、当社グループは「eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する」というビジョンの下、個人向けの『giftee』サービス、法人向けの『giftee for Business』サービス、eギフトの生成システムを提供する『eGift System』サービス、および主に自治体向けに地域通貨等の電子化のソリューションを提供する『地域通貨』サービスの4つのサービスを展開してまいりました。

『giftee』サービスでは、個人の需要の着実な獲得により、会員数は253万人（前期比21万人増）となりました。

『giftee for Business』サービスでは、eギフトをマーケティング等に利用する法人、加えて補助金や支援金の配付手段として活用する自治体による利用が増加したことにより、利用企業・自治体（DP）数は2,276社（前期比248社増）、実施案件数18,772件（前期比2,445件増）と前期に引き続き過去最高値を更新いたしました。

『eGift System』サービスでは、飲食・小売業界に加え、幅広いジャンルの法人での導入が進み、利用企業（CP）数は302社（前期比35社増）となりました。

『地域通貨』サービス売上は、前年同期に実施されたプレミアム商品券の電子化等のスポット案件や、開発を伴う導入案件が今期は限定的であったことから、前年同期比で減少しました。一方で、旅先納税の導入自治体数の増加に伴い、定常案件は着実に積み上がっています。

（注）本記載のDP数及びCP数は、いずれも当社単体ベースの数値です。

また、2025年12月期第3四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2024年12月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

この結果、当連結会計年度における売上高は14,149百万円（前年同期比48.1%増）、売上総利益は10,425百万円（前年同期比45.1%増）、営業利益は2,603百万円（前年同期比49.3%増）、経常利益は2,208百万円（前年同期比39.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は935百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失510百万円）となりました。

当社グループは「eギフトプラットフォーム事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の額は総額429百万円で、主なものは自社利用のソフトウェア開発であります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度中の資金調達につきましては、「1. 当社グループの現況に関する事項(10)主要な借入先及び借入金残高」に記載しております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは「eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する」というビジョンのもと、「キモチの循環を促進することで、よりよい関係でつながった社会をつくる」ことをミッションに事業を推進しています。

今後も急速な成長を続けるeギフト市場の中で、eギフトプラットフォーマーとして市場を牽引する取り組みを推進してまいります。

そうした中、当社グループが対処すべき課題として、以下を重要視してまいります。

### ① 事業パートナーとの提携の強化について

当社グループは、eギフトの発行企業や流通企業を事業パートナーとして位置付けております。今後も、既存の事業パートナーとの提携強化及び新たな事業パートナーの拡大によって、双方にメリットのある取り組みを進め、eギフトを活用する個人及び事業者の様々なニーズに対応してまいります。

## ② 多彩な収益機会の確保及び拡大について

当社グループは、『giftee』サービスから始まり、『eGift System』サービス、『giftee for Business』サービス、『地域通貨』サービス等のサービスを展開し、多彩な収益機会の確保及び拡大に努めてまいりました。今後も、各既存サービスの強化に加え、効果的なマーケティングを行うための新たなシステムの開発や新たな利用用途の提案に取り組む等、新規収益機会の創出を図り、収益ポートフォリオの最適化を目指してまいります。

## ③ 継続的な事業（サービス）創出について

当社グループは、拡大する国内eギフト市場において、様々な顧客のニーズを捉え、継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業に取り組み続けることが重要であると考え、新規サービスを展開してまいりました。引き続き、新事業（サービス）を創出することで、顧客の様々なニーズへの対応力を向上させ、既存事業及び新規事業の成長を図ってまいります。

## ④ 当社グループの一気通貫のビジネスモデルの継続について

当社グループは、eギフトの「生成・流通・販売・決済・実績管理」まで、一气通貫で行える『eGift System』をSaaSサービスとして提供しており、様々な顧客のニーズに対応することが可能であると考えております。当社グループの強みである一气通貫のビジネスモデルを維持していくためにも、システムの安定性は不可欠であり、顧客及びトラフィック等を考慮したインフラ環境のさらなる整備により、今後も引き続きシステムの安定性の確保及び効率化に取り組んでまいります。

## ⑤ 人材の確保・育成について

優秀な人材を数多く確保・育成することは当社グループの事業を展開するうえで重要であると認識しております。特に、サービスの利便性及び機能の向上に貢献する優秀なエンジニアや、収益基盤を強化するサービスの販売を担う営業担当者を、継続的に採用することが課題であると認識しております。

当社グループは、最適な人材の確保・育成のため、知名度の向上、教育・研修の拡充、採用活動の柔軟化に努めてまいります。

#### ⑥ 内部管理体制の強化について

当社グループは、成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

#### ⑦ 情報管理体制の強化について

当社グループは、システム開発やシステム運用、又はサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報システム管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

#### ⑧ サステナビリティへの取り組みについて

当社グループは、サステナビリティの取り組みとして、ステークホルダーにとって重要であると同時に、当社グループにとって経営インパクトの大きい課題として、下記のマテリアリティ（重要課題）を特定しています。

サービス・ソリューションを通じた社会課題の解決		<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニケーションの活性化</li><li>・想い・絆・縁を育む</li><li>・デジタル化による様々な負担の軽減</li></ul>
持続的成長を支える基盤	環境	<ul style="list-style-type: none"><li>・気候変動への対応</li><li>・資源の有効活用</li></ul>
	社会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ダイバーシティ&amp;インクルージョン</li><li>・人権の尊重と働きがいのある職場環境</li><li>・データセキュリティ</li><li>・お客様のプライバシー</li></ul>
	ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"><li>・コーポレートガバナンス</li><li>・コンプライアンス</li><li>・公正な事業慣行</li></ul>

当社グループは、これらマテリアリティへの取り組みを推進することで、社会課題の解決に貢献してまいります。

なお、当社のサステナビリティに関する主な取り組みについては、下記の当社ホームページにて開示しております。

<https://giftee.co.jp/ir/sustainability>

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第13期	2023年度 第14期	2024年度 第15期	2025年度 (当連結会計年度) 第16期
売 上 高 (百万円)	4,723	7,226	9,554	14,149
経 常 利 益 (百万円)	352	1,239	1,579	2,208
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) (百万円)	10	129	△510	935
1株当たり 当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	0.38	4.43	△17.33	31.51
総 資 産 (百万円)	19,769	22,164	41,687	44,706
純 資 産 (百万円)	8,094	8,305	8,354	9,272
1株当たり 純資産 (円)	267.60	271.20	257.61	284.49

(注) 2025年12月期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2024年12月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第13期	2023年度 第14期	2024年度 第15期	2025年度 第16期
売 上 高 (百万円)	3,779	5,855	7,582	9,807
経 常 利 益 (百万円)	590	1,782	2,326	2,679
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (百万円)	45	627	△516	1,481
1株当たり 当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	1.56	21.46	△17.53	49.87
総 資 産 (百万円)	19,014	21,835	33,908	35,087
純 資 産 (百万円)	8,461	9,168	8,823	10,082
1株当たり 純資産 (円)	280.35	300.55	284.73	325.46

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ソウ・エクスパリエンス株式会社	68百万円	100 %	eギフトプラットフォーム事業
GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	9,568千 リンギット	100 %	eギフトプラットフォーム事業
YouGotaGift.com Ltd.	1,093 ディルハム	90.77 %	eギフトプラットフォーム事業

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業	主要サービス
eギフトプラットフォーム事業	・個人向けeGiftサービス「giftee」の提供
	・法人向けeGiftサービス「giftee for Business」の提供
	・eGift Systemの提供
	・地域通貨サービス等の提供

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

(当社)

名称	所在地
本社	東京都品川区
関西支局	京都府京都市中京区

(子会社)

名称	所在地
ソウ・エクスパリエンス株式会社	東京都渋谷区
GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール
YouGotaGift.com Ltd.	アラブ首長国連邦 ドバイ首長国

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
685 名	100 名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入金残高

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	6,452
株式会社三菱UFJ銀行	3,750
株式会社横浜銀行	2,000
三井住友信託銀行株式会社	1,000
株式会社りそな銀行	1,000
日本生命保険相互会社	1,000
株式会社きらぼし銀行	575

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,777,502株  
(自己株式 263株を含む)
- (3) 株主数 11,854名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
太田 睦	5,168,400 株	17.35 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,663,700	8.94
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,974,800	6.63
梅田 裕真	1,710,000	5.74
柳瀬 文孝	1,364,000	4.58
鈴木 達哉	1,338,400	4.49
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,112,899	3.73
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,035,160	3.47
株式会社ジェーシービー	950,000	3.19
楽天証券株式会社共有口	513,800	1.72

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当社は、社外取締役を除く取締役に対して、その職務執行の対価として譲渡制限株式を付与しております。その方針については、事業報告「3. (4) ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	29,800 株	4 名

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
太 田 睦	代表取締役CEO	GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD. Representative Director Giftee Mekong Company Ltd. Chairman PT giftee International Indonesia. President Director ソウ・エクスパリエンス株式会社 取締役 YouGotaGift.com Ltd. Director
鈴木 達哉	代表取締役COO	—
柳 瀬 文 孝	取締役CTO	GIFTEE TECH VIETNAM COMPANY LIMITED Director
藤 田 良 和	取締役CFO	株式会社paintory 取締役 Brewtope株式会社 取締役
妹 尾 堅一郎	取締役	特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 東京大学 大学院工学研究科 (TMI) 非常勤講師 エリアワークス株式会社 取締役 東京大学 情報学環・学際情報学府 非常勤講師
中 島 真	取締役	株式会社CAMPFIRE 代表取締役 three treasures株式会社 取締役 株式会社Inspire High 社外取締役
伊 能 美和子	取締役	株式会社タカラトミー 社外取締役 株式会社学研ホールディングス 社外取締役 株式会社Yokogushist 代表取締役 ビーウィズ株式会社 社外取締役 株式会社久世 社外取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
工木大造	監査役	—
秋元芳央	監査役	Oneプライベート投資法人 監督役員 フォースタートアップス株式会社 社外取締役（監査等委員） 英和法律事務所 パートナー 株式会社ミラティブ 社外監査役 メディフォン株式会社 社外監査役 フェラガモ・ジャパン株式会社 社外監査役
植野和宏	監査役	植野和宏公認会計士事務所 所長 株式会社RSTANDARD シニアマネージャー 植野和宏税理士事務所 所長 株式会社Leagress 代表取締役 ファーストコーポレーション株式会社 監査等委員取締役 KIYOラーニング株式会社 社外取締役 株式会社ウイルプラスホールディングス 監査等委員取締役

- (注) 1. 妹尾堅一郎氏、中島真氏、伊能美和子氏は社外取締役であります。  
2. 監査役工木大造氏、秋元芳央氏、植野和宏氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役植野和宏氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、取締役妹尾堅一郎氏、中島真氏、伊能美和子氏、監査役工木大造氏、秋元芳央氏及び植野和宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。

なお、当該保険契約には、被保険者の職務執行の適正性が損なわれることがないようにするため、法令違反を認識しながら行った行為等一定の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、報酬に関する取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。個人別の報酬額等の具体的内容については、報酬構成・水準・総額上限等について報酬委員会において審議し、その答申を踏まえて、取締役会の決議によって決定することとしております。

報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

委員長： 妹尾 堅一郎（社外取締役）

委員： 中島 真（社外取締役）、伊能 美和子（社外取締役）

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

###### イ. 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といたします。）について、2021年2月22日開催の取締役会において審議・決定しております。

当社の取締役の報酬は、当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象に、報酬制度や報酬水準について、当社の現行制度や報酬水準と比較検討したうえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、月例の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成しております。

基本報酬は、取締役（社外取締役を除く。）に対し、各取締役の職責及び役割を踏まえ、競争力のある報酬水準をベースとして設定するとともに、前事業年度における業績及び各取締役の評価を総合的に勘案して決定しております。

業績連動報酬は、取締役（社外取締役を除く。）に対し支給するものとし、当社グループの収益力を示す指標として、当事業年度の単年度業績目標として設定した連結EBITDAを業績指標としております。当該指標は、営業活動の成果を適切に反映し、持続的な企業価値向上に向けた経営努力を促す観点から選定

しております。

業績連動報酬の額は、あらかじめ設定した連結EBITDAの目標値の達成状況に応じて支給の有無及び支給額を決定する設計としております。なお、当事業年度における連結EBITDAは3,740百万円であり、当該目標の達成状況を踏まえて業績連動報酬を決定しております。

株式報酬（譲渡制限付株式報酬）は、取締役（社外取締役を除く。）に対し、株主との価値共有及び取締役の株価への意識付けによる中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして、毎年一定の時期に、株主総会において承認を得た株式報酬上限額の範囲内で付与しております。付与株式数は、各取締役の役位及び個別の評価等を総合的に勘案し、あらかじめ定めた基準に基づき決定しております。当該株式には譲渡制限期間を付しており、当該期間中は譲渡、担保設定その他の処分をすることができません。また、一定の事由が生じた場合には、当社が当該株式の全部又は一部を無償取得することがあります。なお、株式に関する事項の詳細については、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対し、有償ストック・オプションを発行しております。本ストック・オプションは、各取締役が自己の投資判断に基づき引き受けるものであり、会社法上の報酬には該当しません。しかしながら、中長期的な当社の業績向上及び企業価値の向上を促すインセンティブとしての意義を有すると考えております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2023年3月28日開催の第13回定時株主総会において年額1億5千万円以内（内、社外取締役は年額2千4百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

また、金銭報酬とは別枠で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入することを同株主総会で決議されており、譲渡制限付株式報酬については、年額2億円以内及び当社普通株式の総数は年50,000株以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
該当事項はありません。

④ 監査役報酬について

監査役につきましては、独立性確保の観点から、固定報酬のみとしており、報酬等の額については、株主総会で決議した限度額の範囲内で、それぞれの職務と貢献度に応じて、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、監査役の協議で決定しております。

監査役の金銭報酬の額は、2023年3月28日開催の第13回定時株主総会において年額1千5百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	154 (18)	103 (18)	14 (-)	36 (-)	7 (3)
社外監査役	8	8	-	-	3

(注) 当社では上記報酬の枠組み以外に、取締役に対して公正価格にて払込がなされる有償ストック・オプションを発行しており、これに係る費用を当事業年度に計上しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
当社と社外役員の兼職先との間には重要な取引はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
当社社外役員と主要取引先等特定関係事業者の間に重要な関係性はありませ  
ん。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 妹尾堅一郎

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、学識経験者としての専門的知見に基づき、経営戦略の妥当性、リスク認識の適切性およびガバナンス体制の整合性等について本質的観点から発言・提言を行うなど、取締役会の審議の質の向上および意思決定の合理性確保に貢献しております。

また、指名・報酬委員会の委員長として、独立した客観的立場から、役員候補者の選定基準の明確化および報酬決定プロセスの透明性・公正性の確保を主導し、コーポレートガバナンスの強化に寄与しております。

社外取締役 中島真

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、事業経営における豊富な経験と高い見識を踏まえ、成長戦略や事業推進上の課題、リスク管理等について具体的かつ建設的な提言を行うなど、取締役会における議論の充実および意思決定の適正確保に貢献しております。

また、指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的立場から、役員候補者の指名および役員報酬の決定プロセスの妥当性・透明性の確保に向けた監督機能を適切に果たしております。

社外取締役 伊能美和子

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、企業経営およびマーケティング分野における豊富な経験を踏まえ、顧客視点および多様性の観点から積極的に意見・提言を行うなど、取締役会の議論の充実および意思決定の適正確保に貢献しております。

また、指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的立場から、役員候補者の選定および役員報酬決定の妥当性・透明性の確保に向けた監督機能を適切に果たしております。

#### 社外監査役 工木大造

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、IT業界における豊富な知見、上場企業での経営経験および管理部門担当役員としての経験を踏まえ、経営判断の妥当性および内部統制の整備・運用状況の観点から適宜必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適正確保に努めております。

また、監査役会13回のすべてに出席するとともに、常勤監査役として重要会議への出席や業務執行状況の継続的な確認を通じて監査の実効性向上を図り、監査役会における審議の充実に貢献しております。

#### 社外監査役 秋元芳央

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、法律の専門家としての知識および実務経験に基づき、重要な経営判断や契約・取引に関する法令適合性およびリスクの観点から適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しております。

また、監査役会13回のすべてに出席し、企業法務の専門的見地から内部統制およびコンプライアンス体制の整備・運用状況について確認を行うなど、監査機能の実効性向上に努めております。

#### 社外監査役 植野和宏

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての専門的知識と実務経験に基づき、重要な会計上の判断や財務報告の妥当性、税務リスク等の観点から適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適正確保に寄与しております。

また、監査役会13回のすべてに出席し、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の確認を含め、専門的見地から審議の充実に貢献しております。

- ④ 社外役員が当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額  
該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>33,867</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,119</b>
現金及び預金	16,933	買掛金	6,642
売掛金及び契約資産	10,652	短期借入金	6,545
棚卸資産	617	1年内返済予定の長期借入金	3,545
前渡金	4,997	未払金	1,176
その他	751	未払費用	307
貸倒引当金	△86	未払法人税等	716
<b>固定資産</b>	<b>10,839</b>	契約負債	2,507
<b>有形固定資産</b>	<b>382</b>	預り金	7,633
建物	322	その他	44
工具、器具及び備品	59	<b>固定負債</b>	<b>6,314</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>5,476</b>	長期借入金	5,716
ソフトウェア	769	退職給付に係る負債	133
ソフトウェア仮勘定	277	資産除去債務	137
のれん	3,408	繰延税金負債	322
その他	1,020	その他	4
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,981</b>	<b>負債合計</b>	<b>35,434</b>
投資有価証券	4,547	<b>(純資産の部)</b>	
敷金及び保証金	270	<b>株主資本</b>	<b>8,407</b>
繰延税金資産	158	資本金	3,286
その他	4	資本剰余金	3,473
		利益剰余金	1,648
		自己株式	△0
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>63</b>
		その他有価証券評価差額金	106
		為替換算調整勘定	△42
		<b>新株予約権</b>	<b>676</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>124</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>9,272</b>
<b>資産合計</b>	<b>44,706</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>44,706</b>

# 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		14,149
売上原価		3,724
売上総利益		10,425
販売費及び一般管理費		7,822
営業利益		2,603
営業外収益		
受取利息	33	
受取手数料	5	
その他	10	49
営業外費用		
支払利息	194	
持分法による投資損失	139	
投資事業組合運用損	31	
為替差損	68	
その他	10	444
経常利益		2,208
特別利益		
新株予約権戻入益	51	51
特別損失		
投資有価証券評価損	364	364
税金等調整前当期純利益		1,895
法人税、住民税及び事業税	1,021	
法人税等調整額	△90	931
当期純利益		964
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		935

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>23,721</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,181</b>
現金及び預金	11,581	買掛金	4,461
売掛金及び契約資産	6,767	短期借入金	6,500
棚卸資産	21	1年内返済予定の長期借入金	3,500
前渡金	4,045	未払金	665
関係会社短期貸付金	1,112	未払費用	246
その他	638	未払法人税等	615
貸倒引当金	△445	契約負債	241
<b>固定資産</b>	<b>11,365</b>	預り金	2,948
<b>有形固定資産</b>	<b>332</b>	その他	1
建物	303	<b>固定負債</b>	<b>5,822</b>
工具、器具及び備品	28	長期借入金	5,696
<b>無形固定資産</b>	<b>578</b>	資産除去債務	125
ソフトウェア	411	<b>負債合計</b>	<b>25,004</b>
ソフトウェア仮勘定	156	<b>(純資産の部)</b>	
その他	11	<b>株主資本</b>	<b>9,584</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,454</b>	資本金	3,286
投資有価証券	3,369	資本剰余金	3,273
関係会社株式	5,920	資本準備金	3,273
関係会社社債	601	利益剰余金	3,025
その他の関係会社有価証券	150	その他利益剰余金	3,025
敷金及び保証金	218	特定株式積立金	280
繰延税金資産	194	繰越利益剰余金	2,745
		自己株式	△0
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>106</b>
		その他有価証券評価差額金	106
		<b>新株予約権</b>	<b>391</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>10,082</b>
<b>資産合計</b>	<b>35,087</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>35,087</b>

# 損 益 計 算 書

( 2025年 1 月 1 日から  
2025年12月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,807
売 上 原 価		1,819
売 上 総 利 益		7,987
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,937
営 業 利 益		3,050
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44	
為 替 差 益	12	
そ の 他	5	61
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	187	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	31	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	213	432
経 常 利 益		2,679
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	51	51
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	364	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1	365
税 引 前 当 期 純 利 益		2,364
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	919	
法 人 税 等 調 整 額	△35	883
当 期 純 利 益		1,481

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社ギフティ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

#### 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 宗  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ギフティの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギフティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社ギフトエ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 宗  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ギフトエの2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、経営会議、その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社ギフトィ 監査役会			
常勤監査役(社外監査役)	工 木 大 造		㊟
監査役 (社外監査役)	秋 元 芳 央		㊟
監査役 (社外監査役)	植 野 和 宏		㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都品川区北品川五丁目5番15号

会 場 大崎ブライトコア 3F 大崎ブライトコアホール

TEL 03 (5447) 7130



会場手前にある大崎ブライトタワーとお間違えのないようご注意ください。  
スターバックスを越えて交差点を渡り、セブンイレブンが1Fに入ったビルが会場となります

会場最寄駅 JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線  
「大崎駅」新東口(南改札口)より徒歩5分  
京浜急行電鉄品川駅高輪口より徒歩12分

UD  
FONT

